

昭和二十二年労働省令第七号

事業附属寄宿舎規程
事業附属寄宿舎規程を次のように定める。

第一章 総則

第一条 この省令は、事業の附属寄宿舎（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。以下「法」という。）別表第一第三号に掲げる事業であつて事業の完了の時期が予定されるものの附属寄宿舎を除く。以下「寄宿舎」という。）について適用する。

第一条の二 法第九十五条第一項の規定による寄宿舎規則の届出は、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）にしなければならない。

法第九十五条第三項の規定による同意を証明する書面は、寄宿舎に寄宿する労働者の過半数を代表する者の氏名を記載したものでなければならぬ。

第二条 使用者は、寄宿舎規則の作成又は変更について、その案をあらかじめ寄宿舎に寄宿する労働者に周知させる措置を講ずるものとする。

第三条 使用者は、寄宿舎に労働者を寄宿させるに際し、当該労働者に対する寄宿舎規則を示すものとする。

第三条の二 法第九十六条の二第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第一号による届書に次の書類を添え、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

二 建築物の各階の平面図及び断面図

第四条 使用者は、次の各号に掲げる行為等寄宿舎に寄宿する労働者の私生活の自由を侵す行為をしてはならない。

一 外出又は外泊について使用者の承認を受けさせること。
二 教育、娯楽その他の行事に参加を強制すること。
三 共同の利益を害する場所及び時間を除き、面会の自由を制限すること。
第五条 使用者は、なるべく教養、娯楽、面会のための室等寄宿舎に寄宿する労働者のための適当な福利施設を設けなければならない。

第六条 第一種寄宿舎安全衛生基準 この章の規定は、労働者を六箇月以上のおよび期間寄宿させる寄宿舎（別表第一第六号に掲

げる事業等で事業の完了の時期が予定されるものにおいて、当該事業が完了するまでの期間労働者を寄宿させる仮設の寄宿舎を除く。）について適用する。

第七条 寄宿舎を設置する場合には、次の各号の一に該当する場所を避けなければならない。

一 爆発性の物（火薬類を含む。）、発火性の物、酸化性の物、引火性の物、可燃性のガス又は多量の易燃性の物を取り扱い、又は貯蔵

する場所の附近

二 烟火を使用する作業場の附近

三 ガス、蒸気又は粉じんを発散して衛生上有害な作業場の附近

四 騒音又は振動の著しい場所

五 雪崩又は土砂崩壊のおそれのある場所

六 湿潤な場所又は出水時浸水のおそれのある場所

らない。但し、建物の特定主要構造部が耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であり又は同条第五号に規定する主要構造部が同条第九号に規定する不燃材料で造られている場合においては、この限りでない。

第十二条 常時十五人未満の労働者が二階以上の寝室に寄宿する建物には、各階に適当に配置され容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を一箇所以上設けなければならない。但し、適当な勾配を有する避難斜面等適当な避難設備がある場合においては、この限りでない。

常時十五人以上の労働者が前項の寝室に寄宿する場合においては、同項の階段は、二箇所以上設けなければならない。

第十三条 避難の用に供する階段及びこれに通ずる通路であつて常に使用しないものについては、避難用である旨の適當な標示をするとともに、容易に避難できるようにしておかなければならぬ。

第十四条 寄宿舎の廊下から屋外に通ずる出入口は、前項の規定にかかわらず、寝室を建物の三階以上に設けることができる。

建物が、次の各号のいずれにも該当する場合は、前項の規定にかかわらず、寝室を建物の三階以上に設けることができる。

一 特定主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。以下この号及び次号において同じ。）が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百十条各号に掲げる技術的基準のいずれかに適合するもので、特定主要構造部に係る同法第二十七条第一項に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 建築基準法施行令第一百十条の二各号に掲げたる外壁の開口部に、建築基準法第二十七条第一項に規定する防火設備を設けたものであること。

三 踏面二十一センチメートル以上、蹴上二十一センチメートル以下とすること。

四 勾配を平面に対し四十度以内とするこ

と。

五 高さ四メートルを超える場合には、高さ四メートル以内毎に踏場を設けること。

六 蹴込み板又は裏板を附けること。

七 階段の両側又は片側に側壁又はこれに代わるものがない場合においては、高さ七十五センチメートル以上八十五センチメートル以下の手すりを設けること。

八 幅は、内法七十五センチメートル以上とすること。
九 各段より高さ一・七メートル以内に障碍物がないこと。

第十一条 建物の一むねの建築延べ面積が千平方メートルを超える場合においては、防火上有効な構造の防火壁によつて区画し、且つ、各区画の面積を千平方メートル以内としなければな

い。

第十二条 各段の居住面積は、床の間及び押入を除き

一人について二・五平方メートル以上とし、

一室の居住人員は、十六人以下とするこ

と。

第十三条 寝室は、次の各号によらなければならぬ。

一 廊下の幅は、一・六メートル以上であるこ

と。

二 耐火構造の建物であること。

三 廊下の照度は、十ルクス以上であること。

四 廊下に面する居室の壁に適當な換気のための設備があること。

五 戸及び戸掛を設けること。

六 寝室と廊下との間は戸、障子、壁等で区画し、廊下の外部には雨戸又は硝子戸を設けること。

第七条 各室には、寝具等を収納するための適當な設備を設け、このうち寄宿舎に寄宿する労働者の私有の身廻品を収納するための設備は、個人別のものとすること。

八 外窓の高さは二・一メートル以上とし、且つ天井は小屋組を露出しない構造とするこ

と。

第九条 各室には、寝具等を収納するための適當な設備を設け、このうち寄宿舎に寄宿する労働者の私有の身廻品を収納するための設備は、個人別のものとすること。

一 戸及び戸掛を設けること。

二 寝室と廊下との間は戸、障子、壁等で区画し、廊下の外部には雨戸又は硝子戸を設けること。

三 高さ四メートルを超える場合には、高さ四メートル以内毎に踏場を設けること。

四 踏面二十一センチメートル以上とするこ

と。

五 蹴込み板又は裏板を附けること。

六 階段の両側又は片側に側壁又はこれに代わるものがない場合においては、高さ七十五センチメートル以上八十五センチメートル以下の手すりを設けること。

第七章 第一种寄宿舎安全衛生基準 この章の規定は、労働者を六箇月以上のおよび期間寄宿させる寄宿舎（別表第一第六号に掲

九 防寒の為適当な採暖の設備を設けること。
寝室に寝台を設けてある場合においては、前項の規定にかかわらず、寝台及びこれに用いる寝具を収納するための設備は、設けることを要しない。

第二十条 寄宿舎に寄宿する労働者には、各人専用の寝具を備え、且つ、ふとんのえり部及びまくらをおおうための白布並びに敷布を備え、常におこれらを清潔に保持しなければならない。

寄宿舎に寄宿する労働者は、前項の寝具、白布及び敷布を不潔にしないように努めるとともに、前項の清潔の保持について使用者に協力するものとする。

第二十一条 就眠時間を異にする二組以上の労働者が同一の寝室に寄宿させてはならない。但し、交替の際、睡眠を妨げないよう適当な方法を講じた場合には、この限りでない。

第二十二条 寄宿舎に寄宿する労働者が昼間睡眠を必要とする場合には、暗幕その他の適当な設備を設けなければならぬ。

第二十三条 寝室に居住する者の氏名及び定員をその入口に掲示しなければならない。

第二十四条 常時三十人以上の労働者を寄宿させる寄宿舎には、食堂を設けなければならぬ。但し、寄宿舎に近接した位置に労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第六八二十九条の規定による事業場の食堂がある場合には、この限りでない。

第二十五条 食堂又は炊事場を設ける場合には、次の各号による外、常に清潔を保持するため、必要な措置を講じなければならない。

- 一 照明及び換気が十分であること。
- 二 食器及び炊事用器具をしばしば消毒することとともに、これらを清潔に保管する設備を設けること。
- 三 はえその他のこん虫、ねずみ等の害を防ぐための措置を講ずること。

四 食堂には、食卓を設け、且つ、ざ食をする場合以外の場合においては、いすを設けること。

五 食堂には、寒冷時に、適当な採暖の設備を設けること。

六 炊事場の床は、洗浄及び排水に便利な構造を着用させること。

八 炊事従業員の専用の便所を設けること。

第二十五条の二 飲用水及び炊事用水は、地方公共団体の水道から供給されるものでなければならぬ。但し、地方公共団体等の行う水質検査を受け、これに合格した水と同質の水を用いる場合においては、この限りでない。

第二十六条 一回三百食以上の給食を行う場合には、栄養士をおかなければならぬ。

第二十七条 他に利用し得る浴場のない場合には、適当な浴場を設けなければならない。

前項の規定により浴場を設ける場合においては、脱衣場及び浴室を男女別とし、且つ、浴室には清浄な水又は上り湯の設備を設けること、浴湯を適当な温度及び量に保つこと等清潔を保持するため、必要な措置を講じなければならない。

男性と女性のいずれか一方が著しく少数であり、かつ、男女により入浴の時間を異にする場合においては、前項の規定にかわらず、脱衣場及び浴室は、男女別としないことができる。

第二十八条 便所は、次の各号による外、常に清潔を保持するため、必要な措置を講じなければならない。

一 寝室、食堂及び炊事場から適当な距離に設けること。

二 男女別にすること。

三 便房の数は、寄宿舎に寄宿する労働者の数が百人以下の場合には、十五人又はその端数毎に一個とし、百人を超える場合には、百人を超える二十人又はその端数毎に一個を増し、五百人を超える場合には、五百人を超える二十五人又はその端数毎に一個を増すこと。

四 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。

五 流出する水によつて手を洗う設備を設けること。

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第一条第七号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所（污水管が下水道法第二条第三号に規定する公共下水道で同条第五号に規定する終末処理場を有するものに連結されたものに限る。）以外の便所としてはならない。

便所から排出する汚物を下水道法第二条第五号に規定する終末処理場を有する公共下水道以

第二十九条 寄宿舎に寄宿する労働者の数に応じ、適当且つ充分な洗面所、洗濯場及び物干場を設けなければならない。

伝染性眼疾患にかかるつている者が用いる洗面器は他の者が用いるものと区別しなければならない。

第三十条 便所及び洗面所には、共同の手拭を備えてはならない。

第三十一条 寄宿舎に寄宿する労働者については、毎年二回以上次の各号の検査を行わなければならない。

一 体重測定による発育及び栄養状態の検査

二 トランクルームその他の伝染性眼疾患及びかいせんその他の伝染性皮膚疾患の有無の検査

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十五回第六十六条第一項の規定による健康診断を受けた者については、その受けた回数に応じて前項の規定による検査の回数を減ずることができる。）

第三十二条 寄宿舎に寄宿する労働者であつて伝染性の疾患その他の疾病にかかるつている者と他の者を同室させることは不適当であると認められる場合においては、その者と他の者を同室させてはならない。

第三十三条 常時五十人以上の労働者を寄宿舎に寄宿させる場合には寝台その他のが床しうる設備を有する休養室を設けなければならない。

第三十四条 常時五十人以上の労働者を寄宿舎に寄宿させる場合においては、衛生に関し経験のある者を、それらの労働者の衛生に関する相談に応ずるための担当者として定めておかなければならぬ。

第三十五条 伝染性の疾病にかかるつた者の使用した寝具その他のもの及び寝室は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第十四条又は第十六条の規定による消毒を行つた後でなければ他の者に使用させてはならない。

第三十六条 法別表第一第六号及び第七号に掲げる事業の寄宿舎又は常時十人に満たない労働者を六箇月を超える期間寄宿させる寄宿舎について様式第三号により所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、第八条、第十七条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十五条、第二十九条

二十六条、第二十七条又は第二十八条の規定はこれを修正して適用する。

前項の許可をうけた事項について適用される基準は、第三章に規定する基準を下つてはならない。

第三章 第二種寄宿舎安全衛生基準

第三十七条 この章の規定は、労働者を六箇月に満たない期間寄宿させる寄宿舎又は法別表第一第六号に掲げる事業等で事業の完了の時期が予定されるものにおいて、当該事業が完了するまでの期間労働者を寄宿させる仮設の寄宿舎について、適用する。

第三十八条 寄宿舎を設置する場合には、次の各号の一に該当する場所を避けなければならぬ。

- 一 騒音又は振動の著しい場所
- 二 雪崩又は土砂崩壊のおそれのある場所
- 三 湿潤な場所又は出水時浸水のおそれのある場所

第三十九条 寄宿舎の建築及び設備に関しては、次の各号によらなければならぬ。

- 一 寝室の居住面積は、一人について二・五平方メートル以上とし、一室の居住人員は五十人以下とすること。
- 二 寝室には、採光のため十分な面積を有する窓等を設けること。
- 三 寝室の外窓には、雨戸又は硝子戸等を設けること。
- 四 寝室には、防寒の為適当な採暖の設備を設けること。
- 五 出入口は、避難を要する場合を考慮して二箇所以上に設けること。
- 六 労働者の身廻品を整頓して置くための押入若しくは棚を設け又はこれに代る設備をなすこと。
- 七 他に利用することのできる浴場のない場合には、入浴のための設備を設けること。
- 八 飲用及び洗浄のため清浄な水を十分に備えること。
- 九 衛生上の共同の利益のため、汚水及び汚物を処理するための適当な設備を設けること。

第四十条 この命令は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

第四十一条 使用者がこの命令施行の際、現に労働者を寄宿させる寄宿舎について避けることのできない事由によつて、この命令第二章の規定附則

様式第一号 削除
様式第三号 (第三十六条関係)

樣式第四號